

## 6 5 歳超雇用推進助成金

65 歳以上の定年延長や継続雇用制度の導入を行う事業主に対して助成されるものです。

次の 3 つのコースに分けられます。

- (1)65 歳超継続雇用促進コース
- (2)高年齢者雇用環境整備支援コース
- (3)高年齢者無期雇用転換コース

〈 〉内は[生産性要件](#)を満たした場合の支給額です。

### (1)65 歳超継続雇用促進コース

①65 歳以上への定年の引き上げ②定年の定めの廃止③希望者全員を対象とした 66 歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入を実施した場合に助成金が支給されます。

- ①【65 歳への定年の引上げ】 100 万円
- ②【66 歳以上への定年の引上げまたは定年の定めの廃止】 120 万円
- ③【希望者全員を 66～69 歳の年齢まで継続雇用する制度の導入】 60 万円
- ④【希望者全員を 70 歳以上の年齢まで継続雇用する制度の導入】 80 万円

### (2)高年齢者雇用環境整備支援コース

次のいずれかの高年齢者の雇用環境整備の措置を実施する場合に助成金が支給されます。

①機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の雇用機会の拡大

②高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び健康診断を実施するための制度の導入

- ・支給対象経費 60% 〈75%〉と 60 歳以上の雇用保険被保険者数に 28.5 万円 〈36 万円〉を乗じて得た金額を比較して低い方の金額（上限 1,000 万円）

### (3)高年齢者無期雇用転換コース

50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した場合に助成金が支給されます。

- ・1 人当たり 48 万円 〈60 万円〉